

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
令和3年度臨時評議員会議事録

1 招集年月日

社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条に基づき招集の手続を省略

2 開催日時

令和3年3月30日（火曜日） 午前9時56分から午前11時25分まで

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

※Web会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席

4 出席者（※Web会議システムによる外部会場からの出席者）

(1) 評議員総数10名

出席評議員 9名

評議員 横堀 昌子 (※) 評議員 矢嶋 里絵 (※)

評議員 湯浅 克己 (※) 評議員 小池 朗 (※)

評議員 中島 隆 評議員 岡橋 生幸

評議員 内藤 治男 評議員 福島 民雄

評議員 中川 一典 (※)

(2) 出席理事及び監事

理事長 池田 俊明 業務執行理事 岩井 志奈

監事 齊藤 一紀 (※)

5 議長

評議員 中島 隆

6 議事録作成者

評議員 横堀 昌子

評議員 中川 一典

7 議題

(1) 決議事項

第1号議案 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）について

第2号議案 常勤役員の報酬等の額（案）について

第3号議案 理事の選任（案）について

(2) 報告事項

ア 令和4年度事業計画について

イ 令和4年度予算について

ウ 「2020年度東京都政策連携団体経営目標の達成状況」について

エ 東京都政策連携団体経営改革プラン（2021～2023年度）の改訂（案）について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。（理事長、業務執行理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。）

8 議事の経過の要領及びその結果

- (1) 第1号議案 社会福祉法人東京都社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）について、及び第2号議案 費用弁償に関する規程の一部改正（案）について

議長の求めに応じ、岩井業務執行理事から、議案書に従い、関連する報告事項「2020年度東京都政策連携団体経営目標の達成状況について」と併せて、説明があった。

その後、各評議員に対し、議長が質問・意見を募ったところ、特になかった。

そこで、第1号議案及び第2号議案について議長が諮ったところ、全員一致で決議された。

- (2) 第3号議案 理事の選任について

議長の求めに応じ、岩井業務執行理事から、議案書に従い説明があった。

その後、各評議員に対し、議長が質問・意見を募ったところ、特になかった。

そこで、第3号議案について、候補者ごとに決議を行った結果、全員の賛成により、以下の者が選任された。

理事 山 岸 徳 男 理事 佐 野 宏 子

(3) 報告事項

報告事項について、岩井業務執行理事及び事務局が、「令和4年度事業計画書」、「令和4年度予算書」、「令和4年度予算増減説明」及び「東京都政策連携団体経営改革プラン（2021～2023年度）の改訂（案）について」により、説明を行った。

その後、議長が質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、見守りカメラについての設置の進め方について質問があり、事務局から、施設種別等やプライバシーに配慮し、居室を除外し設置場所を

決め、利用者の状況確認・事故等の再発防止にも役立っていることについて回答があった。

- 出席者から、見守りカメラについて、生活の場であるため、個別のプライバシーを守りながら利用者の安全を担保していく必要性について、意見があった。
- 出席者から、東京都政策連携団体経営改革プラン（2021～2023年度）」の改訂（案）」について、抜本的対策を追加した理由について質問があり、事務局から、事故を認識した上での取組や、職員の悩み等を受け止めの相談員の設置等の取組みを行ったこと、また、岩井業務執行から、外部専門家による施設のコンサルテーションの導入により、若手職員の育成にも取り組むことについて説明があった。
- 出席者から、施設内における施錠について、東京都社会福祉事業団で例があった旨の新聞記事に関連し、身体拘束について一定の要件や考え方について質問があり、岩井業務執行理事から、身体拘束を行う場合は、法的基準等に基づき、内容を事前に明らかにし、利用者本人、もしくは保護者等の同意を得た上で、組織的な決定を行い、緊急やむを得ない場合として行った場合には、記録をつけるほか、身体拘束の解消に向けた取組も進めており、専門家のアドバイス等を受けながら、拘束時間の短縮等にも日々努めているとの回答があった。
- 出席者から、棟閉鎖を解消するための職員の必要数について質問があり、事務局から、欠員状況の説明と、来年度の給与の見直し等により、職員確保と離職防止及び人材の確保育成に取り組んでいく旨の回答があった。
- 出席者から、権利擁護の一番大切なところは、利用者のよりよい生活の実現に職員が取組むことであるため、まずは権利擁護、そのためには事故を起こさない、という意識で管理職層には運営に取り組んでほしいとの意見があった。
- 出席者から、事業計画書について、児童の行動改善のための取組を強化との記載があるが、具体的にはどのようなことかについて質問があり、岩井業務執行理事から、連携型専門ケア機能モデル事業については、児童の愛着障害等の早期改善を図るため、生活支援、医療、教育を一体的に提供する事業を展開しているとの回答があった。
- 出席者から、児童の行動は、持てる最大の対処方法で対処した結果の姿になっているという認識で受け止めて行くことが必要との意見があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午前11時25分に閉会した。